



## 一、最新中国法令

### ● [关于开展 2016 年外商投资企业年度投资经营信息联合报告工作的通知](#)

【发布单位】商务部、财政部、国家税务总局、国家统计局

【发布文号】商资函〔2016〕223 号

【发布日期】2016-05-19

【内容提要】根据该通知：

- 在中国境内依法设立并登记注册的外商投资企业，应于 2016 年 05 月 16 日至 08 月 31 日期间，登录“全国外商投资企业年度投资经营信息网上联合报告及共享系统”（<http://lhnb.gov.cn/>），填报 2015 年度投资经营信息。
- 2016 年度设立的外商投资企业，自下一年度起填报企业年度投资经营信息。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zhengce/...](http://www.gov.cn/zhengce/)

### ● [2016 年推进简政放权放管结合优化服务改革工作要点](#)

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2016〕30 号

【发布日期】2016-05-24

【内容提要】该工作要点内容包括：

#### 持续简政放权

- 2016 年要再取消 50 项以上行政审批事项，再取消一批国务院部门行政审批中介服务事项，削减一批生产许可证、经营许可证。
- 进一步扩大企业自主权，再修订政府核准的投资项目目录，出台《企业投资项目核准和备案管理条例》。
- 持续推进商事制度改革。
  - 进一步放宽市场准入，2016 年再取消 1/3 工商登记前置审批事项，削减比例达到原总量的 90% 以上，同步取消后置审批事项 50 项以上。
  - 在全面实施企业“三证合一”基础上，再整合社会保险登记证和统计登记证，实现“五证合一、一照一码”。
  - 加快推进工商登记全程电子化、名称登记、放宽住所条件、简易注销登记等改

## 一、最新中国法令

### ● [2016 年外商投资企业年度投资经营情报连合报告作业的展开に関する通知](#)

【発布機関】商務部、財政部、国家稅務總局、國家統計局

【発布番号】商資函〔2016〕223 号

【発布日】2016-05-19

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 中国国内で法に依拠して設立し、登録・登記をしている外商投資企業は、2016 年 5 月 16 日から 8 月 31 日までの期間において、「全国外商投資企業年度投資經營情報オンライン連合報告及び共有システム」（<http://lhnb.gov.cn/>）にログインし、2015 年度投資經營情報を記入しなければならない。
- 2016 年度に設立した外商投資企業は翌年度から、企業年度投資經營情報を記入する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.mofcom.gov.cn/...](http://www.mofcom.gov.cn/)

### ● [2016 年行政の簡素化、下部への権限委譲、緩和と管理の結合を推進し、サービスの改善を図るための改革作業の重要ポイント](#)

【発布機関】國務院

【発布番号】国発〔2016〕30 号

【発布日】2016-05-24

【概要】本作業の重要ポイントには以下の内容が含まれる。

#### 行政の簡素化・下部への権限委譲を引き続き実施する

- 2016 年にさらに 50 項目以上の行政審査許可事項を廃止し、國務院の部門行政審査許可に係る一部の仲介サービス事項をさらに廃止する。一部の生産許可証、經營許可証を廃止する。
- 企業の自主権をさらに拡大し、投資プロジェクトの政府認可目録をさらに改正し、「企業投資プロジェクトの認可・届出管理条例」を公布する。
- 商事制度改革を引き続き推し進める。
  - 市場参入の規制をさらに緩和し、2016 年に工商登記の事前審査許可事項をさらに 3 分の 1 を廃止することで、全体の削減率がもとの総量の 90% 以上に達するようにし、これと同時に事後審査許可事項を 50 項目以上廃止する。
  - 企業に対して「3 つの証書一本化」の登記制度を全面的に実施したうえで、社会保険登記証と統計登記証の統合をさらに図り、「5 つの証書の本一化、一つの証書に一つの番号」の登記制度を実現させる。
  - 工商登記の全過程における電子化、名称登記、住所登記条件の緩和、登記の抹消

革试点。加快推行电子营业执照。
<b>加强监管创新、优化政府服务</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 加快构建事中事后监管体系。全面推开“双随机、一公开”监管。</li> <li>▪ 凡是法律法规未明确禁止的，一律允许各类市场主体进入。</li> <li>▪ 大力推行“互联网+政务服务”，实行“一口受理”、全程服务。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.gov.cn/zhengce/...>

● 关于印发清理规范投资项目报建审批事项实施方案的通知

【发布单位】国务院  
 【发布文号】国发〔2016〕29号  
 【发布日期】2016-05-26  
 【内容提要】根据该通知：

- 投资项目报建审批事项，是投资项目申请报告核准或者可行性研究报告批复之后、开工建设之前，由相关部门和单位依据法律法规向项目单位作出的行政审批事项。
- 此次纳入清理规范的投资项目报建审批事项共计 65 项。保留 34 项，整合 24 项为 8 项；改为部门间征求意见的 2 项，涉及安全的强制性评估 5 项，不列入行政审批事项。清理规范后报建审批事项减少为 42 项。

<b>保留事项（34 项）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 住房城乡建设部门 5 项：建设用地（含临时用地）规划许可证核发、建筑工程施工许可证核发等。</li> <li>▪ 交通运输部门 5 项：港口岸线使用审批等。</li> <li>▪ 国土资源部门 4 项：农用地转用审批、土地征收审批等。</li> <li>▪ 环境保护部门 2 项：非重大特大项目环评审批等。</li> <li>▪ 气象部门 2 项：防雷装置设计审核等。</li> <li>▪ 发展改革部门 1 项：节能审查意见。</li> <li>▪ 公安部门 1 项：建设工程消防设计审核。</li> </ul>

手続きの簡易化などの試行改革を急ぐ。電子版営業許可証制度の実施を急ぐ。
<b>監督管理制度の刷新に力を入れ、行政サービスの最適化を図る</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 事中・事後の監督管理体制の構築を急ぐ。「検査対象を無作為抽出し、法執行・検査員を無作為選任・派遣し、検査および処置結果を速やかに公開する」という監督管理制度を全面的に実施する。</li> <li>▪ 法律法規で明確に禁止されていなければ、各種市場主体の参入を一律に認める。</li> <li>▪ 「インターネット+行政サービス」の推進に力を入れ、「受理窓口の一本化制度」、ワンストップサービスを実施する。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.gov.cn/zhengce/...>

● 投資プロジェクトの立上げ許可申請の審査許可事項の見直し・規範化の実施方案を公布することに関する通知

【発布機関】國務院  
 【発布番号】国発〔2016〕29号  
 【発布日】2016-05-26

- 【概要】本通知によると、以下の通りである。
- 投資プロジェクトの立上げ許可申請の審査許可事項とは、投資プロジェクト申請報告書の認可又は F/S レポートに対する回答後から着工建設前までの期間において、関係部門及び組織が法に依拠し、プロジェクトの実施組織に対してなす行政審査許可事項のことを言う。
  - 今回、見直し・規範化の対象に組み入れられた投資プロジェクトの立上げ許可申請の審査許可事項は合計で 65 項目である。34 項目はこれまで通り実施し、24 項目は 8 項目に統合する。部門間で意見を募集し合う事項に組み入れられた 2 項目、安全性に関する強制的評価の 5 項目は行政審査許可事項に組み入れない。見直し・規範化後、立上げ許可申請の審査許可事項は 42 項目に減らされた。

<b>これまで通り実施する事項（34 項目）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 住宅都市部建設部門の 5 項目：建设用地（臨時用地を含む）の計画許可証の発給、建築工事施工許可証の発給など。</li> <li>▪ 交通運輸部門の 5 項目：港湾沿岸線使用の審査許可など。</li> <li>▪ 国土資源部門の 4 項目：農業用地の建設用地への変更に伴う審査許可、土地収用の審査許可など。</li> <li>▪ 環境保護部門の 2 項目：非重大・特大プロジェクトの環境影響評価の審査許可など。</li> <li>▪ 気象部門の 2 項目：防雷装置設計の審査など。</li> <li>▪ 发展改革部門の 1 項目：省エネの審査意見。</li> <li>▪ 公安部門の 1 項目：建設工事消防設計の審査。</li> </ul>

<b>整合事項（整合 24 項を 8 項）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住房城乡建设部門 11 項整合為 4 項：將“建設工程（含臨時建設）規劃許可證核發”等 4 項併為“建設工程規劃類許可證核發”1 項等。</li> </ul>
<b>涉及安全的強制性評估（5 項）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全監管部門 2 項：職業病危害預評價、建設項目安全預評價。</li> <li>■ 國土資源部門 1 項：地質災害危險性評估。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zhengce/...](http://www.gov.cn/zhengce/)

● [关于外来从业人员参加本市城镇职工基本养老保险若干问题的通知（上海）](#)

【发布单位】上海市人民政府  
【发布文号】沪府发〔2016〕31 号  
【发布日期】2016-04-29  
【实施日期】2016-07-01 至 2021-06-30  
【内容提要】根据该通知：与上海市用人单位建立劳动关系的外来从业人员，应当参加上海市城镇职工基本养老保险。用人单位和个人的缴费基数和比例，按照上海市有关规定执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.shanghai.gov.cn/...](http://www.shanghai.gov.cn/)

● [关于本市养老服务业企业登记管理的实施意见（上海）](#)

【发布单位】上海市人民政府办公厅  
【发布文号】沪府办〔2016〕39 号  
【发布日期】2016-04-28  
【实施日期】2016-05-01 至 2021-04-30  
【内容提要】根据该意见：境外投资者设立养老服务企业，应当按照国家相关规定，报商务主管部门批准，再到工商部门进行登记。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.shanghai.gov.cn/...](http://www.shanghai.gov.cn/)

● [关于营改增后发票管理衔接有关事项的公告（北京）](#)

【发布单位】北京市国家税务局、北京市地方税务局  
【发布文号】北京市国家税务局、北京市地方税务局公告 2016 年第 17 号  
【发布日期】2016-05-19  
【实施日期】2016-05-19

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://zhengce.beijing.gov.cn/...](http://zhengce.beijing.gov.cn/)

<b>統合事項(24 項目を 8 項目へ統合)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住宅都市部建設部門の 11 項目を 4 項目へ統合：「建設工事（臨時建設を含む）の計画許可証の発給」などの 4 項目を「建設工事計画類許可証の発給」1 項目へ統合するなど。</li> </ul>
<b>安全性に関する強制的評価(5 項目)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全監督管理部門の 2 項目：職業病危害の事前評価、建設プロジェクトの安全性に関する事前評価。</li> <li>■ 国土資源部門の 1 項目：地質災害の危険性評価。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zhengce/...](http://www.gov.cn/zhengce/)

● [外地からの労働者の上海市都市部従業員基本养老保险加入の若干事項についての通知\(上海\)](#)

【発布機関】上海市人民政府  
【発布番号】滬府発〔2016〕31 号  
【発布日】2016-04-29  
【実施日】2016-07-01 より 2021-06-30 まで  
【概要】本通知に基づき、上海市の使用人と労働関係を築いた外地からの労働者は上海市都市部従業員基本养老保险に加入しなければならない。使用者と個人の納付基数及び比率は上海市の関係規定により実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.shanghai.gov.cn/...](http://www.shanghai.gov.cn/)

● [上海市の老人介護サービス業企業の登記管理に関する実施意見\(上海\)](#)

【発布機関】上海市人民政府办公厅  
【発布番号】滬府办〔2016〕39 号  
【発布日】2016-04-28  
【実施日】2016-05-01 から 2021-04-30 まで  
【概要】本意見によると、国外の投資者が老人介護サービス企業を設立するにあたっては、国の関係規定に従い、商務主管部門に許可申請を行ってから、工商部門にて登記しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.shanghai.gov.cn/...](http://www.shanghai.gov.cn/)

● [營業稅の増値稅への一本化改革後の發票管理業務の移管に関する事項的公告\(北京\)](#)

【発布機関】北京市国家税务局、北京市地方税务局  
【発布番号】北京市国家税务局、北京市地方税务局公告 2016 年第 17 号  
【発布日】2016-05-19  
【実施日】2016-05-19

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://zhengce.beijing.gov.cn/...](http://zhengce.beijing.gov.cn/)

#### 【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

### ● 最低工资调整周期将延长

据悉，根据当前经济下行压力较大、企业经营困难的情况，人力资源和社会保障部决定在一段时间内将最低工资标准调整的时间，由每两年至少调整一次，改为两至三年至少调整一次，且调整幅度原则上不超过社会平均工资增长幅度。

根据 2003 年发布的《最低工资规定》，最低工资标准一般采用月最低工资标准和小时最低工资标准的形式，每两年至少调整一次。数据显示，2011-2015 年，全国分别有 25 个、25 个、27 个、19 个、27 个地区调整最低工资标准，全国最低工资标准年平均增幅为 13.1%。

但 2016 年截至目前，全国仅上海、江苏、重庆、广东、山东五个省市对 2016 年最低工资进行调整，且涨幅普遍放缓。

（里兆律师事务所 2016 年 05 月 27 日编写）

## 三、里兆解读

### ● 中国全面营改增的简要解读（连载之一/共二篇）

#### ■ 营改增背景

从 1994 年开始，中国确立了营业税、增值税并存的流转税体系，其中营业税主要是针对在中国境内提供应税劳务、转让无形资产或者销售不动产的单位和个人，就其营业额征收的税种；增值税主要是针对在中国境内销售货物或者提供加工、修理修配劳务以及进口货物的单位和个人，就其增值额征收的税种。营业税、增值税简要对比如下：

#### 【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

### ● 最低賃金の調整周期が延長される

情報筋によると、当面の経済情勢下における負担がやや大きく、企業の経営が困難な状態にあるため、人的資源社会保障部は、最低賃金基準の調整は、これまでは 2 年ごとに最低 1 回の周期で行っていたが、今後一定期間内において、2 年から 3 年ごとに最低 1 回の調整周期に変更したうえで、調整の幅も原則として社会平均賃金の上昇率内で行うことを決定した。

2003 年に公布された「最低賃金規定」によると、最低賃金基準は一般的に最低月給基準と最低時間給基準の形で 2 年ごとに最低 1 回調整するとしている。データによると、2011-2015 年において、全国でそれぞれ 25、25、27、19、27 の地区で最低賃金基準を調整しており、全国の最低賃金基準の年平均上昇率は 13.1%である。

しかし、2016 年から現時点までにおいては、全国で上海、江蘇、重慶、広東、山東の 5 つの省・市で 2016 年の最低賃金を調整しているだけであり、また賃金上昇ペースは鈍化傾向にある。

（里兆法律事務所が 2016 年 5 月 27 日付で作成）

## 三、里兆解説

### ● 中国における営業税の増値税一本化改革の全面推進を簡潔に読み解く(連載の一/全二回)

#### ■ 営業税の増値税一本化改革実施に至るまでの経緯

1994 年、中国において営業税と増値税が並存する流通税の税制構造が確立された。営業税は、主に中国国内で課税役務の提供、無形資産の譲渡又は不動産販売を行う組織と個人を対象とし、その売上に対して税金が課される税目である。一方、増値税は主に中国国内で物品の販売又は加工、修理整備役務の提供、貨物の輸入を行う組織と個人を対象とし、付加価値部分に対して税金が課される税目である。営業税と増値税の違いについて、下表で比較する。

内容	营业税	增值税
征税原理	价内税；每次交易，通常按照营业额（全额）计算营业税，基本上存在重复纳税的问题	价外税；每次交易，理论上按照增值额来计算增值税（具体涉及复杂的计算），基本上消除了重复纳税的问题
计税基础	营业额	理论上的增值额
应纳税额	营业额×税率	销项税额－进项税额
税率	相对较低（3%、5%等）	相对较高（13%、17%等）
发票种类	不区分普通发票、专用发票	区分普通发票、专用发票；且只有凭专用发票，才可以作为进项税额，用以抵扣销售税额
税收征管	计征简便、征管相对宽松	计征复杂、征管严格、法律责任重大

从 2011 年底、2012 年初开始，中国逐步实施营改增的税制改革。营改增的试点初期，于 2012 年 01 月 01 日起在上海交通运输业和部分现代服务业开展。之后，试点范围和地区逐步扩大，截止本次全面营改增之前，营改增试点已经在中国全国范围内，覆盖交通运输业、邮政业、电信业三大类行业，以及研发和技术服务、信息技术服务、文化创意服务、物流辅助服务、有形动产租赁服务、鉴证咨询服务、广播影视服务共七个现代服务业。

2016 年 03 月 23 日，中国财政部和国家税务总局联合发布了《[关于全面推开营业税改征增值税试点的通知](#)》（简称“36 号文”），明确从 2016 年 05 月 01 日（简称“扩围日期”）起，将房地产业、建筑业、金融服务业和生活服务业等行业纳入营改增体系，自此，营改增全面扩围，并彻底取代营业税。根据统计，在营改增全面实施后，在全球采用增值税制（或类似税制）的约 160 个国家中，中国成为了增值税适用行业最广的国家。

#### ■ 全面营改增的具体内容（36 号文）

从扩围日期起，在全中国的范围内，对剩余所有行业全面实施营改增，其中最重要的是房地产、建筑业、金融服务业以及生活服务业。根据 36 号

内容	营业税	增值税
课税的原理	内税である。毎回取引するたびに通常、売上（全額）で営業税を計算し、二重課税問題が基本的に存在する	外税である。毎回の取引ごとに理論上、付加価値部分で増徴税を計算し（計算が複雑である）、二重課税問題は基本的に解消される
課税ベース	売上	理論上の付加価値金額
課税額	売上×税率	販売税額－仕入れ税額
税率	相対的に低めである（3%、5%等）	相対的に高めである（13%、17%等）
発票の種類	普通発票、専用発票の区別はない	普通発票、専用発票に区別される。また、専用発票がある場合に限り、仕入れ税額として、販売税額から控除できる
税収の徴収管理	計算と徴収はシンプルであり、徴収管理も相対的に緩めである	計算と徴収は複雑であり、徴収管理は厳しく、法的責任は重い

2011 年末、2012 年初頃頃から、中国では、営業税の増徴税一本化に向けた税制改革が徐々に実施された。営業税の増徴税一本化改革は、先ず上海交通輸送業及び一部の現代サービス業において試行された。その後、試行範囲と地区が徐々に拡大され、今回の営業税の増徴税一本化改革が全面的に推進されるまでに、営業税の増徴税一本化改革試行は全国範囲で実施されるようになり、交通輸送業、郵政業、電信業の三大業種、及び研究開発と技術サービス、情報技術サービス、文化クリエイティブサービス、物流補助サービス、有形動産賃貸サービス、公認会計士による保証業務、ラジオ・映画・テレビサービスという計 7 つの現代サービスを網羅するまでになった。

2016 年 3 月 23 日、中国財政部と国家税務総局は共同で「[営業税の増徴税一本化改革試行の全面的推進に関する通知](#)」（以下、「36 号文」という）を公布し、2016 年 5 月 1 日（以下、「実施範囲拡大日」という）から、不動産業、建築業、金融サービス業、生活サービス業などの業種を営業税の増徴税一本化改革実施対象に組み入れることを明確にした。これより、営業税の増徴税一本化改革の実施対象範囲が拡大され、従来の営業税は増徴税へと完全に切り替わることになった。統計によると、営業税の増徴税一本化改革が全面的に推進されることにより、増徴税制（又はこれに類似する税制）を取り入れている約 160 カ国の中で、中国は増徴税が適用される業種の範囲が最も広い国となった。

#### ■ 営業税の増徴税一本化改革の全面的推進の具体的内容（36 号文）

実施範囲拡大日から、全国範囲で、従来は営業税の増徴税一本化改革実施対象外であった業種を含む全ての業種が対象となり、そのうち、不動産業、建築

文，这几类行业的营改增税率变化如下：

行业	原营业税税率	改革后增值税税率
房地产业	5%	11%
建筑业	3%	11%
金融服务业	5%	6%
生活服务业（包括餐饮、酒店以及其他服务业）	通常是 5%，特定的服务（例如娱乐业）可能适用 3%-20% 的税率	6%

备注：值得注意的是，由于营业税和增值税的计税基础不同（营业税按照营业额全额计算税金，而增值税理论上按照增值额计算税金，增值税的计算涉及税金抵扣的问题），因此虽然表面上，营改增之后税率有所提高，但是根据营改增的政策出发点，是期待营改增之后，相关行业、企业总体上的税负会有所降低（需要结合具体行业、企业，根据实际情况进行计算）。

## 1. 房地产及建筑业

据统计，在营业税制下，房地产及建筑业对于营业税税源的贡献最大。由于营改增后房地产及建筑业的增值税率相较于营业税率有较大的提高，营改增政策对房地产及建筑业可能会产生较大的影响。中国政府为保证房地产及建筑业从营业税向增值税平稳过渡，目前已经出台了一些具体的规定：

### (1) 征税范围

36 号文对房地产及建筑业的定义和营业税的规定基本一致，这意味着增值税将适用于房地产的建设（建筑业）、销售和租赁（房地产业）等环节的业务，并且影响主要的房地产类型，例如住宅、工业地产、商业地产等。

### (2) 过渡政策

为了实现营改增平稳的过渡，36 号文规定了过渡期政策，原则上试点纳税人对老项目可以选择按照简易计税方式纳税，不必立即改为一般计税方式缴纳增值税。其中，简易计税方式如下：

業、金融サービス業及び生活サービス業が最も重要な位置を占めている。36 号文によると、これら業種における営業税の増値税一本化改革による税率の変化は下表の通りである。

業種	旧営業税税率	改革後の増値税税率
不動産業	5%	11%
建築業	3%	11%
金融サービス業	5%	6%
生活サービス業（飲食業、ホテル業及びその他サービス業を含む）	通常は 5% であるが、特定のサービス業（例えば、娯楽業）については、3%-20% の税率が適用される可能性がある	6%

備考：営業税と増値税の課税ベースは異なる（営業税は売上全額で税金を計算するのに対し、増値税は理論上、付加価値額で税金を計算し、増値税の計算過程では税金控除問題が生じる）ため、営業税の増値税一本化改革後、一見すると税率が若干引き上げられたかのように見えるが、営業税の増値税一本化改革は、係る業種、企業の税負担軽減を目指すものである（業種、企業の具体的状況と合わせて、実情に基づき計算する必要がある）。

## 1. 不動産業及び建築業

統計によると、営業税制下では、営業税の税源に最も大きく寄与していた業種は不動産業と建築業である。営業税の増値税一本化改革後、不動産業及び建築業の増値税税率は営業税が課されていた頃と比べやや高くなっており、営業税の増値税への移行政策は不動産業及び建築業にやや大きな影響を及ぼす可能性がある。中国政府は不動産業及び建築業が営業税から増値税へ着実に移行できるよう、具体的規定をいくつか出している。

### (1) 課税範囲

36 号文における不動産業及び建築業の定義は営業税の規定と概ね一致していることから、増値税は不動産の建設（建築業）、販売及び賃貸（不動産）などの段階における業務に適用され、尚且つ例えば、住宅、工業用物件、商業用物件などの不動産の主要形態に影響を及ぼすことが予測される。

### (2) 過渡的政策

営業税から増値税へと着実に移行できるよう、36 号文では過渡的政策を規定しており、原則として試行納税者は既存プロジェクトについて簡易課税方式で納税することができ、直ちに一般課税方式に切り替えて増値税を納付する必要はないとしている。そのうち、簡易課税方式について、下表で説明する。

业务	经营内容	销售额	征收率
销售不动产	房地产开发企业销售自行开发的房地产老项目	全部价款价外费用	5%
	一般纳税人销售扩围日期前取得非自建不动产	全部价款价外费用—购置价或作价	5%
	一般纳税人销售扩围日期前取得自建不动产	全部价款价外费用	5%
出租不动产	一般纳税人出租扩围日期前取得的不动产	全部价款价外费用	5%
建筑业	一般纳税人为建筑工程老项目提供的建筑服务	全部价款价外费用—分包款	3%

备注：值得注意的是，划分新老项目的标准是《建筑工程施工许可证》注明日期。其中，房地产老项目、建筑工程老项目是指，《建筑工程施工许可证》注明的合同开工日期在 2016 年 04 月 30 日前的项目；未取得《建筑工程施工许可证》的，是指建筑工程承包合同注明的开工日期在 2016 年 04 月 30 日前的项目。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续对“全面营改增的具体内容之金融服务业、生活服务业”、“纳税人应对营改增的策略”进行介绍。

（里兆律师事务所 2016 年 05 月 27 日编写）

#### 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 政府（海关、工商、环保、税务等）查处事件的对应
- 高尔夫球场会员卡案件
- 债权回收案件
- 撤退及撤退过程中的劳动纠纷

業務	經營內容	売上	徴収率
不動産の販売	不動産開発企業が自社開発した不動産の既存プロジェクトを販売する場合	全代金と価格外費用	5%
	一般納税者が実施範囲拡大日前に取得した非自社建設不動産を販売する場合	全代金と価格外費用—取得価格又は設定価格	5%
	一般納税者が実施範囲拡大日前に取得した自社建設不動産を販売する場合	全代金と価格外費用	5%
不動産の賃貸	一般納税者が実施範囲拡大日前に取得した不動産を賃貸する場合	全代金と価格外費用	5%
建築業	一般納税者が建築工事の既存プロジェクトのために建築サービスを提供する場合	全代金と価格外費用—下請け業者に支払う費用	3%

備考：「建築工事施工許可証」に明記された日付をもとに新プロジェクトと既存プロジェクトとを区別する。不動産の既存プロジェクト、建築工事の既存プロジェクトとは、「建築工事施工許可証」に明記された契約上の着工日が 2016 年 4 月 30 日以前のプロジェクトを指す。「建築工事施工許可証」を取得していない場合、建築工事請負契約に明記された着工日が 2016 年 4 月 30 日以前のプロジェクトを指す。

紙面の関係上、上述の内容までとする。次回の「里兆法律情報」において、「営業税の増値税一本化改革の全面的推進の具体的内容における金融サービス業、生活サービス業」、「納税者の営業税の増値税一本化改革に対する対応措置」について、紹介する。

（里兆法律事務所が 2016 年 5 月 27 日付で作成）

#### 四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 政府（税関、工商、環境保護、税務など）の取締事件に対する対応
- ゴルフ場会員権案件
- 債権回収案件
- 撤退、及び撤退過程における労働紛争